

令和5年10月17日付け県公報第459号をもって公告した公共測量は、次のとおり作業期間を変更し、終了したので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年3月22日

静岡県知事 川勝平太

- 1 測量機関
函南町
- 2 作業の種類
公共測量（(1) 数値写真撮影（デジタル） 地上画素寸法20センチメートル 6.00平方キロメートル、
(2) 修正測量 地図情報レベル2500 5.11平方キロメートル）
- 3 作業期間
変更前 令和5年10月4日から令和6年3月8日まで
変更後 令和5年10月4日から令和6年3月5日まで
- 4 作業地域
函南町平井周辺、塚本周辺

=====

令和6年1月26日付け県公報第487号をもって公告した公共測量は、次のとおり作業期間を変更し、終了したので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年3月22日

静岡県知事 川勝平太

- 1 測量機関
国土交通省中部地方整備局清水港湾事務所
- 2 作業の種類
公共測量（基準点測量、水準測量）
- 3 作業期間
変更前 令和6年1月17日から令和6年3月15日まで
変更後 令和6年1月17日から令和6年2月15日まで
- 4 作業地域
清水港周辺（静岡市清水区日の出町、興津清見寺町）、御前崎港周辺（御前崎市御前崎地先、港地先、
牧之原市新庄地先）